

第49回 佐用町議会(定例)会議録 (第4日)

平成24年3月16日(金)

出席議員 (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	坪 内 頼 男
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	谷 口 行 雄	健康福祉課長	野 村 正 明
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	前 澤 敏 美
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	保 井 正 文		
	上月支所長	岩 本 弘 美	南光支所長	上 谷 和 之
	三日月支所長	廣 瀬 秋 好	会 計 課 長	長 尾 富 夫
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
	天文台公園参事	安 本 泰 二		
欠 席 者 (1名)	天文台公園長	黒 田 武 彦		
遅 刻 者 (1名)	生涯学習課長	保 井 正 文		
		10時43分入場		
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 議案第 5 号 西播磨地域消防広域化協議会の設置について
日程第 2 . 議案第 6 号 工事請負契約の変更について（基盤整備促進事業 ほ場整備工事 桑野地区第 2 工区）
日程第 3 . 議案第 22 号 佐用町上月歴史資料館条例の一部を改正する条例について
日程第 4 . 議案第 40 号 平成 23 年度佐用町一般会計補正予算案（第 7 号）の提出について
日程第 5 . 議案第 41 号 平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 6 . 議案第 42 号 平成 23 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 7 . 議案第 43 号 平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
日程第 8 . 議案第 44 号 平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 9 . 議案第 45 号 平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 10 . 議案第 46 号 平成 2 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
日程第 11 . 議案第 47 号 平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
日程第 12 . 議案第 48 号 平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 13 . 議案第 49 号 平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 14 . 議案第 50 号 平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 15 . 議案第 51 号 平成 23 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 16 . 議案第 52 号 平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 17 . 議案第 53 号 平成 23 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 18 . 議案第 69 号 農作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について
-

午前 0 9 時 3 0 分 開議

議長（矢内作夫君） それでは、おはようございます。

連日、本当に早朝からお揃いでご出席を賜りまして、誠にご苦労様でございます。

本日も、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、黒田天文台公園長から、入院のためということで、欠席届が提出されております。

安本参事の代理出席を、また、保井生涯学習課長から高年大学の閉校式のためということで、遅刻届が出ております。認めておりますので報告をしておきます。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1から日程第17までは、3月2日に、提案に対する当局の説明は終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願いをいたします。

日程第1．議案第5号 西播磨地域消防広域化協議会の設置について

議長（矢内作夫君）　　まず日程第1、議案第5号、西播磨地域消防広域化協議会の設置についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君）　　失礼します。

消防は、町民の財産、生命を守る上で、掛け替えのない役割を持っている組織であります。そういう消防組織の広域化ということで、大きく変わるという点が、1つあります。

そういう中で、これを一般質問しようと思ってできなかったんですけども、まず、伺いたいのは、確かに議会には一定、この間に説明もありました。しかし、まだ、不明な部分も多々あるわけですけども、消防の組織が大きく変わる、広域化するということに対してね、住民は、この間、ほとんど説明されてないんじゃないかというふうに思うわけがあります。

そういった点からすれば、やはり、合併協議会設置して、協議会の内容を伝えるということもありますけども、それまでにも、こういった広域化の必要性を説いて進めているんだというような説明があってしかるべきというのが、筋じゃないかというふうに思うわけがありますけども、この点について、当局は、どのように考えておられるか伺います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、町長、答弁願います。

町長（庵迺典章君）　　広域化についての、住民への説明ということですけども、こういう行政組織の変更につきまして、これは、町行政として、住民の皆さんには、議会に説明をさせていただきながら進めていくということ。後は、その内容については、広報等でお知らせをしていくということで、当然、町民生活に大きく、その直接いろんな影響なり、また、支障が出て来るようなことであれば、これは当然、町としても、そういう取り組みはいたしませんけれども、より充実して、その防災力、消防力の強化につながるということで、他の自治体も、そういう判断をして、一緒に進めている広域化でありますので、そのことは、これから、改めて、協議会を通しての、中の協議を通して、内容を、また、お知らせをするということで、説明責任は果たし、また、住民のご理解、周知徹底を図っていきたいというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） まあ、時間との関係もあったかもしれませんが、単なる行政組織の変更の課題ではないんですね。やっぱり消防については。

身近な課題だし、それこそ、生命財産にかかわる課題ですから、やっぱり本来ならば、いくらいいことをやろうということで、後で分かってもらいたいんだという、行政の立場ではなくって、やはり、広域化することによって、こういう方向を目指しているということはね、事前にもっと、住民への説明があっても良かったんじゃないかというふうに思います。まあ、そういった点は、1点指摘しておきたいと思います。

続いて、財政関係で伺います。1つは、この広域化をめぐる、今までの新聞報道の中で、広域化しなければ、無線デジタルが、8割国庫補助がなくなるということが、盛んに、この間、報道されてまいりました。そういう中でね、2012年度の地方財政計画の中で、緊急防災という枠があって、それは、単独でも7割の起債、起債で7割の交付税措置ということが、充当率100パーセントですね。ということが出されています。そういったことからすればね、広域化だけでなく、単独でもね、この消防無線は、財政措置の目途ができたんじゃないか。これが1点。

それから、2点目に、当然のことながら、消防は、基準財政需要額で、各市町にね、地方交付税で交付されています。で、この地方交付税の関係で言えば、当然、広域化になったとしても、交付税は、各市町ですから、各市町に交付される、で、ほぼ、その額が、いわゆる一部事務組合の負担ということになるのかという点。

それから、2点目に、現在、常備消防として、24年度予算の中で見てみたら、常備消防費で4億2,000万円が予算化されています。この広域化することによってね、この常備消防費の関係の予算の多い少ないですね、どんな感じになるのか。このあたりも分かっていたら、教えていただきたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、財政関係。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 消防の、消防無線のですね、この更新、デジタル化についての、国の制度ですね、これは別に広域化をしなくても、単独でも、期限が決められておりますけれども、できるということで、それができないなんていう話はしたことないと思いますけれども、ただ、広域化することによって、より効率的に、事業費としてですね、負担も軽減できるということは、これは、ございます。ですから、その国が示した期限内に、この事業を行っていかうということで進めております。

また、財源的に、交付税措置がされておりますけれども、これは当然、国の制度の中で、今後、きちっと制度を続けていってもらわないと、この制度が変われば、また問題、違ってきますけれども、そういう交付税措置を受けながら、運営をしていくということではございます。

それから、現在の広域、それぞれの消防にかかわる、この町の予算の、これが、どのようになら今後、負担がなっていくのかということなんですけれども、まあ、基本的に、現在の消防署は、当然、維持されて、その中で広域化をするということでもあります。

だから、大きく、その負担が軽減できるとかね、そういうふうには、考えておりません。

ただ、現在の、この予算規模、これはどこの市町においても、非常に厳しい財政状況の

中で運営をしていかなければなりませんので、広域化によってですね、そのへんの予算規模を増やしていくということは、当然、考えておりません。

ただ、その規模の中で、より強化をしていこうということで、広域化は取り組んでまいりたいというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、もう1つ、充足率の関係、整備指針に基づく関係、昨日もちょっと、消防長から話がありましたけれども、本町の常備消防は、整備指針の充足率から見たら、70人ほどに対して、41人ということでね、非常に低い充足率という状況であります。そういう中で、広域化することによって、充足率が高まるというふうにお聞きしたんですが、これは、どのように見て高まるのかという点。人数ですね。

それから後、消防ポンプ車等の関係で言えば、はしご車が、指針からすれば、不足しているということでありましてけれども、例えば、この広域化することによって、こういうはしご車なんかも配備されるというようなことになるのかどうか。そのあたりの充足率の関係での説明をお願いいたします。

〔消防長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、消防長。

消防長（敏蔭将弘君） 充足率のことについて説明します。昨日も、佐用消防の充足率が57.5パーセントということは、ちょっとお伝えしました。

ただ、広域化することによって充足率が高まるということは、これは言うておりません。現在の、昨日も言いましたように、広域化しますと274名という消防職員の定数になります。若干、定数を下回っている市町もあるようですけれども、そういった組織が大きくなって270人余りの職員を効率的に運用できるという意味であって、充足率が高まるというのは、これはまた、なかなか財政的な問題もありますので、そうはならないと。

ただ、われわれが考えておるのは、部隊運用として、270名の者で隊を組んで、で、まあ、効率的に運用ができるだろうと、そういうことを言っているわけです。ですから、充足率が低い中でも、運用でカバーしていこうと、そういう考え方でございます。

それから、はしご車の整備については、言われておりますように、佐用町には、現在、5階建て以上の建物が11棟あります。整備指針では、10棟以上あれば、はしご車の整備は必要ということにはなっておるんですけれども、はしご車、非常に価格が高いです。15メートルクラスで、最低でも5,000万。30メートルクラスになりますと1億円ということになります。これは、当然、そのはしご車の装備によって、この価格、ドンドン上がってきますので、だいたい1億円から1億5,000万ぐらいというふうに使われております。

で、これを単独で整備するというのは、非常に難しいと思われまして。そういった意味から、現在、3市2町、まあ4消防本部ですけれども、その中にはしご車が2台しか、まだ、整備されておられません。ただ、整備指針の中では、隣接する消防署から現場まで、30分以内で到着する場合は、この限りでないということもあります。これが、このまま運用できるかどうかというのは、ちょっと問題もありますけれども、整備指針から言いますと、そういうことになっておりますので、はしご車を効率的に配置することによって、おそら

く新3市2町の中で30分以内では到着するんじゃないかなというふうには思います。

そういうことで、はしご車だけじゃなくて、ほかのまあ、特殊車両についても、車両の効率的配置ということは、今後、考えていく必要があるかというふうに思っております。以上です。

議長（矢内作夫君） はい、他に。笹田君、あったのかな。はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） お尋ねします。

この、何条という関係で言いますと、第4条から後になるんですけども、いろんな人数を、例えばですけども、6条で言うと、関係市町の内、会長以外の関係市町、で、この委員の人数ですね、こういったものとか、その他、監事、顧問、それから事務局の人数なんかが、どういったものに、ある程度は、もう決まっていると思うんですが、そのへんの人数と、それから、教えて欲しいのと。

後は、最後、一番最後のページの17条なんですけれども、この17条で、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切りということが書いてあるんですけども、この解散の日というのは、どういう、協議会が終わるという意味か、ほかにも意味があるのか、その点をお尋ねします。

議長（矢内作夫君） 誰が答えますか。

〔副町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） 協議会は、今のところ、当然、5市町ですね、その部分、そこから、全てが総計で、20人以内。20人ということ、今、想定をされております。各市町、市町長ですね、それから議長、そして、住民のほうから住民代表の、大方、自治会長という形になろうかと思えます。その代表の方。それから、消防団。消防団長になろうかと思えます。各、佐用町で言いますと、その4名。その4名から、全て、5市町でございますので、20名ほどで、その委員会を組織されるということでございます。

議長（矢内作夫君） 解散。

副町長（高見俊男君） その、もう1つの、これはですね、協議会ですから、その協議会が発足すると、この部分がなくなるという考え方で、後の意味はございません。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） さっきの委員の部分で、20人ぐらいということをおっしゃったんですが、この学識経験者、自治会長ということも出てきたんですが、この学識経験者が、この自治会長に当たるのかどうか。それからですね、まず、それをお願いします。

〔副町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） そういうことになろうかと思えます。

後、もう1つですね、顧問のこともあったかと思えますけども、それは、現在のところ、顧問、西播磨の県民局長さんを、予定を、今のところされております。

議長（矢内作夫君） ほかに。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） それと、事務局なんですけど、事務局の体制としては、ここにもある程度書いてありますけれども、詳細に言うと、どういうふうになるのか、そのへんを、15条の2ですね、このあたりをお尋ねしたいんですが、定数及び当該定数の関係市町別の配分についてということがあるんですが、その配分等は、どのようになるのか。お尋ねします。

議長（矢内作夫君） 15条言うたやろ。

8番（笹田鈴香君） ああ、ごめん。13条。上、ちょっと見ておった。すいません。

〔消防長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、消防長。

消防長（敏蔭将弘君） 現在、既に、準備会として、構成の3市2町から職員を送っております。この準備会の職員が、そのまま協議会の事務局の職員になる予定と聞いております。

それは、3市2町ですから、1人ずつで5人なんですけれども、たつの市からは2名。内訳は、今のところ行政関係、本庁の方から3名。それから消防から3名ということで6名体制でやっております。おそらくそれが、そのまま協議会の事務局職員になる予定でございます。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） 先ほどの、その職員の充足率にも関係してくるんですけども、実際、広域化によって現場要員がどうなるかということをお聞きしたいんですけども、だいたい政府の指針、そのイメージではね、だいたい消防自動車等、緊急自動車、今、5人

で、今、警防要員で運用しているものが、広域化したら7人。1.4倍もの警防要員を増強することができる。まあ、充足率は、そのまま低いまま、中の運用で、先ほど、消防長言われたように、運用の中で、現場の要員が増強できるということなんですけれども、実際、こういうふうに佐用としてはなるんでしょうか。

〔消防長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、消防長。

消防長（敏蔭将弘君） まず、管理部門の職員が統合されます。消防本部が1つになりますので、現在、4消防本部ありまして、それぞれに、消防長以下、総務関係の職員まで、管理部門の職員を置いております。これが、1つの消防本部になりますと、消防長、それから次長、それから総務関係、それは、組織のあり方で部長になるか課長になるか分かりませんけれども、そういった管理部門を統合することによって、それぞれに置いておいた、そういった管理部門の職員を活動要員の方へ回すことが可能になる。

それから、デジタル化と伴って、通信指令センターも統合されます。これはまあ、時期的には、28年度になるとは思いますけれども、その時点になりますと、現在置いております通信要員も、それぞれの消防本部に通信要員がおりますから、それが統合されることによって、4分の1にはなりませんけれども、そこから要因が浮いてくると。それを活動部隊の方へ回すという、そういう考え方でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） その、だいたいほなら、回せるというようなことなんです。

その事務の、事務が、どういうふうになるかということもお聞きしたいんですけれども、今までも、役場の中の住民課なりで持っていた、その事務がね、その広域化で、本部要員が行う、広域化の一部事務組合で行う事務と、役場で今まで行っていた事務が、どういうふうになるのか。

広域化の本部要員の事務になる者が、一部事務組合としたら、議会に関することとか、予算の編成とありますけれども、今、住民課で持っているような消防団に関することや、水防や防災教育、そういう役場の事務は、どういうふうな事務分掌になるんでしょうか。

〔消防長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、消防長。

消防長（敏蔭将弘君） 広域化後の、そういった役場本庁部門の防災部門との連携、あるいは消防団との連携、これについては、今後、更に低下しないように、協議を進めて行くわけなんですけれども、現在、消防本部関係の業務を本庁の方で持っているということはございません。

ですから、本庁で持っているのは、防災と消防団の関係かと思えます。これは、今後の協議で、どこが持っていくのか。どういう体制で持っていくのかは、検討していくことになります。

ただ、今言われておりましたように、新たに発生する業務として、例えば、議会の対応とか、議会事務局とはないですけども、議会の担当ですね。それから、財政部門の担当が、これは増えるかも分かりません。それから会計関係ですね。それは、増えるかも分かりませんが、それを、どういう格好で、いわゆるプロパーでやっていくのか、どこかの市町に委託するのか、それについては、今後の協議かと思えますけれども、いずれにしても、何度も言いますけれども、それぞれの消防署の消防力は、低下しないということは、もう、大前提ですから、そういう中で、協議を詰めていきたいというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 金谷議員と関連するんですけど、今ある、その地域の消防は、低下しないようにするという事なんですけれども、指揮命令系統で、消防というのは、動くわけですから、そこが、広域化することによって、ちゃんとかう、末端の命令系統が、きちんと低下しないように動くのかどうかというのは、ちょっと分かりかねたので、その点はどうかを、お聞きしたかったんです。

〔消防長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、消防長。

消防長（敏蔭将弘君） 命令系統といいますのは、常備消防の命令系統は、今と変わりません。トップが、トップのおる場所が、今だったら佐用の消防本部に、私、おりますけれども、今度、消防広域化になりますと、新しい消防本部の場所に消防長がおります。そこから指令が出ますから。新しい指令センターができた後になりますけれども、指令センター、イメージとしては、県警の 110 番と同じように思ってもらった方がいいんですけども、110 番が入れば、県警へ入って、県警から、それぞれの所へ無線で入るという。

まあ、119 番の通報があった場合には、新しい消防本部の指令センターの方へ入ります。そこから、各消防署へ指令が流れますので、で、活動は、実際の活動になっては、それぞれの所に署長、あるいは、分署の場合だったら、分署長がおりますから、その指揮下に入って活動をするということになります。

で、心配なのは、その、消防団との連携ということなので、これについては、更に、よく言ってます消防団の幹部と、顔の見える関係は、これからも築いていく必要があるというふうには思います。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） まあ、高齢の人が増えていく中で、緊急通報システムと、それから火災警報器が合体して、この度、具体的な事例が下徳久でありましたけど、そういった、

現実に、火災が起きた場合の、感知して、そして消防車が出動していくというあれは、その広域化によって、何か大きな変化というか、従来、今までと変わることなんかはないんですか。そこらへんが、具体的によく分からないので。

〔消防長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、消防長。

消防長(敏蔭将弘君) この福祉部門でやっております緊急通報システムのセンター機器は、佐用の場合は、消防本部に置いております。構成市町、あるいは、その4消防本部においては、警備会社の方に、センター機器がある所もあるようです。ですから、これについては、今後、どういう対応になっていくのか、協議していく必要があるわけですが、少なくとも佐用については、現在の体制を守りたいということは、協議の中では、述べていきたいと思っております。

新しい、その高機能の指令センターとは別に、この緊急通報システムのセンター機器というのはありますから、それを、それぞれの消防署に置いて、そこで対応していくというのが最も効果的かなというふうには思っておりますので、そういうことで、そういう立場で、協議会には臨んでいきたいというふうに思っております。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 分署の関係でお聞きしたいんですけれども、今までの協議の中で、消防本部は、たつの市の揖保川総合庁舎ということが決まって、その広域化のメリットしてね、その佐用のメリットしては、三日月域が、テクノからの、直ぐ、初動体制が取れるということが大きなメリットでしたけれども、その分署については、赤穂消防署が、テクノの分署はね、この広域化に入らないわけですから、それで、赤穂消防署が、また、来るということは、もうこれ、ないわけですから、そのへんの今、これから協議されるんでしょうけれども、今の協議の段階で、本部を決めるようなこともありますから、分署についても、ある程度は、協議されていると思うんですけれども、今の、その分署についての、特にその、テクノについての分署については、今、協議が、どんなふうに進んでいるんでしょうかね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 赤穂消防がですね、参加をされなかったということで、まあ、この問題が残っております。ですから、これは今後、協議の中で、当然、赤穂消防との協議、一方的にはできませんから、話をしていきますけども、今のところ、直ぐに、今の状況を解消できるという、同時にね、解消できるということは、これはちょっと難しいなと思っております。

ただ、将来的には、当然、たつの、佐用ですね、と、上郡、3市町で構成をしている播磨高原の事務組合という中での赤穂消防署への委託という形になってますから、その中の2つの市町の方が、今回の広域化を行っていくので、広域化のメリットをね、より大きく、しっかりと出していくためにはね、そのテクノの分署につきましても、今後、この度の広域化した私達の、新しい組織の中に組み入れていくという方向で、これは検討していかなくちゃいけないというふうに思ってます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

5番（金谷英志君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。次に、賛成討論の方ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第5号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第5号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第5号、西播磨地域消防広域化協議会の設置については、原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第6号 工事請負契約の変更について（基盤整備促進事業 ほ場整備工事 桑野地区第2工区）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第2、議案第6号、工事請負契約の変更について、基盤整備促進事業、ほ場整備工事、桑野地区第2工区を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） この中身についてね、道路の部分が、中に入った分を、今度、河川側に変更というようなことで、設計変更されたというようには、ちょっと聞いておりますけれど、そのことについて、最初、現地調査したり、地元なり、その調査の時には、それが、どう言うんですか、変更するような格好の中の方が良かったということになったんでしょうけれど、そういう初め調査の時には、そこまで至らなんだいいうんか、分からなんだということなんでしょうか。そこらへんについては、どんなんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） これは、当初、計画した段階から後に、災害が発生しました。災害が発生したことによって、河川改修の計画が持ち上がってきまして、河川改修に伴う河川の道路、管理道。あそこは、立派なものは付かないんですけども、形としては、いくらかのものが付くという、そういった状況変化もあったということでございます。

それと、もう1つは、山際での管理ですね、山際の管理するには、山際に1本、道路があった方がいいだろうと。完全に道路と田んぼとで、道路じゃない。田んぼが向こうまで付きますと、山際が行くところがなくなるというような地元からのご要望が、後から出てきたということでございます。

議長（矢内作夫君） 岡本議員は、今、山側から川側と言われたんでしょう。それは、反対なんですよ。

3番（岡本義次君） いや、こっち。ちょっと私が、こっちからこっち、そこらへんが、ちょっと。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第6号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第6号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第6号、工事請負契約の変更に
ついては、原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第22号 佐用町上月歴史資料館条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第3、議案第22号、佐用町上月歴史資料館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5番、金谷君。

5 番（金谷英志君） 新旧対照表で見ますと、第6条、入館料で、ああ、7条ですね、7条。現行でしたら、町内の小学校及び中学校の児童又は生徒で学習のために教員に引率されて入館する場合は、免除するとあるんですけど、今度、改正後は、減免することができると。免除じゃなしに減免ということになっているんです。これは、子ども達が学習のために使うと、ある程度、限定しているわけですから、そのまま免除で良かったんじゃないかと思うんですけども。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 内容は、同じようなことになるんですけども、ただ、この整備をするのに、類似施設の条例等を考慮しまして、だいたい、減免条例は、全部、町が集めている、その規定の中で、同一の歩調を図りたいということで、こういう表現になっておりましたので、これに調整して合わせました。

5 番（金谷英志君） ああ、はい。

議長（矢内作夫君） ほかに。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 8番、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 7条の中ですけれども、6歳未満の者は、ということが書いてあるんですが、この文書的にですね、例えば、乳幼児の医療費なんか、6歳未満を就学前に変えたんですが、この場合の6歳未満は、本当の、その6歳か、それとも、小学校入るまでの意味か、そのへん、もうちょっと分かりやすく、もし、そうであれば、就学前にしてもらった方が分かりやすいんじゃないかと思うんですが、そのあたりは、どのようにお考えになっているんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） これも前条例からの、場所を変えたんですけども、その就学前とか、そういう表現をすると、確かに、年齢のところでね、何歳までというようなことがございますので、この6歳というのは、確実に年で、一応設定した方が、判断はしやすいかなということで、6歳ということにさせていただいております。

議長（矢内作夫君） よろしいか。
ほかに。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、2点ほど。まず4条関係で、職員の関係で、館長及び職員が、館長を除いて、必要な職員というふうに書いています。この変更の理由。

それから、最後の、この紙すき、伝承館の関係ですけども、使用料が、1日1回1,000円というふうに出ているんですけども、この1,000円の根拠は、どういうことで1,000円を算出されたのか。この2点。

議長（矢内作夫君） はい、2点。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 教育課長。

教育課長（坂本博美君） まず、その4条関係ですね、館長及び必要な職員を置くから、必要な職員という表現にさせていただいたのは、今後、その、ゆくゆくは、今まだ直ぐではないんですけども、あそこを指定管理になっていくという段階の時に、その管理者との、相談して行って、その館長という名前に限定しなくてもですよ、いろんなケースがございますので、それに想定して、職員という形で、どれでも対応したいということでございます。

それと、使用料金はですね、類似施設の料金体制を引用させていただいております。以上です。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第22号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第22号を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第22号、佐用町上月歴史資料館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第40号 平成23年度佐用町一般会計補正予算案（第7号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第4、議案第40号、平成23年度佐用町一般会計補正予算案（第7号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） 6ページの10番、民生費でございます。15の15、199万8,000円。学童保育の個人負担金が減っております。まあ、関連として18ページにも出ておりましたですね、言えることなんですけれど、この子ども達の、いわゆるやってきておる推移いうんですか、そこらへんについて伺います。

それから、同じく7ページのですね、15の17ですね、農林水産業費国庫補助の55万の追加の330万となっております。これらについて、どういういい物ができた。その効果ですね。付帯効果いうんか、そこらへんについて。

それから、その上のですね、次世代の育成支援対策144万6,000円、これについての説明をお願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） それでは、まず6ページの民生費負担金の学童保育の負担金ですね、これは、要因はですね、当初予算、満杯の、マリア幼稚園で、今、受けているんですけれども、60人設定で、人数ランキングで、契約料金、ずっと変わってくるんですけれども、それが、いっぱい、60人だった想定がですね、47名に減りました。それによって減額、個人負担金を減額したものでございます。

合わせて言いますと、それによって8ページのですね、県の負担金。学童保育の補助金ですね、これが、92万3,000円ほど上がっています。これは、基準額からね、個人負担金、入を引いて補助対象になりますので、その入の元が減ったために補助金が上がったということでございます。

もう1つ関連で、18ページ。18ページですね、マリア幼稚園の、今度は、委託料があるんです。これは60人想定が、47人になったということで、委託料が、それに合わせて減額しております。

で、児童生徒数の推移ですけれども、23年度は47名。で、今回、予定しているのは、一応、その希望をとって、24年度、スタートするのが、だいたい51名ぐらいになりました。それ以前は、40名程度でしたんで、微増ではございますけれども、若干増えております。はい。

議長（矢内作夫君） 次世代育成。ほな、下から先行きましょか。いや、ほんなら、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） それでは、7ページの方の関係でございますが、17の農林水産業費国庫補助金の関係、55万ですが、これは、中三河の所で、前にお願いしました水路の工事でございます、水路の工事費が、若干こう延びたということで、その工事費の増に伴うものでございます。

で、基本的には、戦略作物と言いますのは、大豆等を植えておるということでござい

すので、それに対する国の補助が、平成 23 年度に限りということであったということですが、これもまた、国の方では延長されるようなお話を聞いております。23 年度限りということであったんですけど。はい。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 次世代育成にかかる分の 144 万 6,000 円の増額でございますけれども、これにつきましては、歳出はページ 18 ページにあります子育て支援センターにかかる分でございます、国庫、事業費の 2 分の 1 補助でございます。

内容につきましては、ご案内かと思えますけども、こんにちは赤ちゃん事業とか、ママプラザの問題とか、それから発達障害児、いろいろな虐待にかかる人件費の補助でございます。子育て支援センターにかかる部分でございます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。
はい、ほかに。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17 番、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 歳入の 6 ページの 45、10、17 の衛生費使用料で、墓地使用料として 3 万 3,000 円挙がっています。これについて、ちょっと説明お願いできますか。

それから、もう 1 点は、歳入で、県支出金、9 ページですけど、20、教育費委託金、学校支援地域本部事業委託金、この減額。歳出も含めて、合わせて説明していただけたらと思います。

議長（矢内作夫君） はい、2 点。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 衛生使用料の墓地使用料でございますけども、これは新町墓地の使用料でございます。新町墓地は、現在、61 区画ありまして、その内、7 区画は、まだ空いた土地がありますけども、今回、その中で、1 基使用したいということが、そういうことで買われましたので、1 区画 3.3 平米、1 平米が 1 万円ということで、3 万 3,000 円を計上させてもらっている状況でございます。以上でございます。

議長（矢内作夫君） はい、次。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 生涯学習課長が、卒園式ですかで、今、欠席しておりますので、私の方が代わって、ご説明させていただきます。

学校支援地域本部事業の委託金ですけれども、この事業は、地域の方が、学校を支援する。ボランティアとして支援する。そういう参加をコーディネートする事業ということで、平成20年から取り組んでいる事業です。3カ年、20年から22年までの3カ年は、委託金ということで、委託金事業として取り組む中で、佐用町としては、図書の読み聞かせ、それを特化して学校を支援するというので、取り組んできたという経緯があります。今回、この委託金事業が、補助金事業に変わったということで、従来、この事業で学校の読み聞かせ等、ボランティア等を養成したり、それから養成したボランティアの方が、学校の方へ読み聞かせ等で行っていただく、そういう事業を、図書館事業として、職員も一緒になって、そういう対応をしてきたんですけれども、この委託金事業が補助金事業に変わった中で、やっぱり、要綱等の中で、そういった職員が係わって、学校等に読み聞かせをする。そういう事業は、やっぱり該当はしないということで、今回、この委託金は全て、全額、皆減しているんですけれども、実際には、そういった読み聞かせのボランティアを育成する事業、活動とか、あるいは職員が学校の方に出向いて読み聞かせをする。そういう事業は、内容的には、今も継続して、取り組んでいるということです。

ただ、補助金事業としては、そういった事業は、該当、要綱が厳しくなる中で、該当しないということで、今回、皆減させていただいてます。

以上です。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 墓地使用料の関係で、新町地域の墓地ということなんですけど、過去の経過から、地域の墓地だったものが、合併後、町の公共の墓地というか、になったんだと思うんですけれど、金額的には、3万3,000円って少ないんですけど、私も以前、墓地を探しているんですというような、ちょっと住民の要望も聞いたことがあるんですけど、この墓地については、一般的に公募、公募いうたら変ですけど、分譲みたいな形でされているのを、あまり聞いてないんですけど、そこらへんは、実態と、それから、ありようというか、そこらへんは、どうなんでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） この新町墓地は、元々、40年ほど前にできたわけなんですけども、当時、佐用の町うちとか、それから町営住宅とか、そういう形で、これから墓地が必要な方に、墓地が、新規の家が、町うちでなかったようなことから、作られたようでございます。

まあ、墓地の条例を見ましても、一応、佐用町に在住される方。また、本籍がある方があります。まあ、今、議員さん言われましたように、そういう周知とか、啓蒙とかは、まあ、あまりやったようにはないですけども、そういう形で、町うちの方が、新規に墓地、

探される方についての提供するというようなことで、作られております。

そういうことで、まだ、広く、そういう佐用町内全般にわたっての周知等はいたして
おりません。はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 現在、周知はできてないけど、一般の方、一般の方いうたら変です
けど、新町というか、町うちの方以外でも購入できる。

今回、3万3,000円という金額が挙がったのは、その該当者は、その町うちの方なんで
すか。ちょっと、合わせて。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） そうです。山王住宅の方でございます。はい。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） これちょっと、高い所の墓地なんですかね。何か、いろいろ不便で
どうのいうのは、聞いているんですけども、それにしても、まあ、その佐用町の間
だけが、そういうの、区画があるのを知って、他の所の間、墓探している間
は、結構いてると思うんですね。町うちだったら、遠くまで皆、行くわけだから、例えば、
佐用のそこらへんの間は知っておるかも分からんけど、今となっては、上月も南光も、三
日月の間だって、そこを使える権利は、平等に等しく出てるんだから、そこらへん
の周知だけは、きっちりしてもらわな、そこだけが、知っている間だけが使いよん
ですいうのは、これは、ちょっと何ぼなんでもいかなものかという気がするんです
けど、そこらへんは、どうですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この墓地の、当時、旧佐用町で、昔設置された経緯というのが
ですね、今、課長が言いましたように、あそこが、元々、旧佐用町の、また、旧佐用
地区の間ですね、火葬場があったわけですね、その火葬場が、新しく佐用坂に、
旧の火葬場ができて、その跡の間を、その当時ね、その火葬場を使われた
方々が、墓地としてという形をつくりたいということで設置されたと。

だから、基本的に、そこを、墓地をつくられた方々は、そういう、その関係
者の方がつ

くられたと。ただ、設置するに当たっては、その当時、町営墓地という形。多分、何らかの援助をしたのかどうかは、分からないんですけどもね、そういう形でつくられております。

ただ、今になってくると、非常にまあ、高い所にあつて、道も、今回、少し、災害です。整備はしましたけども、つづら折の坂と細い道で、墓に参るのもお参りできない。水道もないということで、今、実際に、つくられた方も、そこではもう、お参りもできないのでということで、別の所へ、墓を移転されている方も、何人かも、私も知ってますけども、そういう状態の墓で、町が、町営墓地として、皆さんにどうぞ、建ててくださいと、使ってくださいと言えるようなね、状態の墓地じゃないんですよ。実際。

ですから、まあ、そういう関係者と言いますかね、知っておられる方が、まあ、何か使っていたらということで、これ以上、町にも町営墓地だからという名目で、道をつけてくれとか、水道を引いてくださいというような要望もあったんですけどもね、これは、元々、関係者の方が、皆さんでつくられたものなから、特に、それは、大きな、町としての整備はできませんということで、お断りもしてきた経緯もあります。

そういう状況の墓地だということ、知っていただきたいと思います。はい。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔山本君「知っとなやで」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） 聞いとんや。言われたことがあるんや。何とかしてくれいよと。水道もないし。墓するんに、花やるんに水持って上がらなあかん。あんな所じゃ水持って上がれるかいと言われたことしたりあつて、ああ、そうですかって聞き流しておった。そんなことまで、取り合はんとは言わんけど、ちょっと難しいなというのがあったから。

よう分かるんだけど、ここで、こういうふうに売れたと聞いたら、あれ、僕が、思うとったんと違うのかなというのがあったりしたからね。

だから、もし、そうで、もうちょっと、ええ条件だということだったら、やっぱりちょっと、あれせないかんしなというのがあったから。

まあまあ、あまりいい条件ではないというのは、とこじゃないというのは、まあ、理解はしたところだろうなと思いますけど。まあ、いいです。すいません。

議長（矢内作夫君） ほかに。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） ちょっと、この墓地のことで、お聞きしたいなと思ひよったんですけども、町長、前にも質問させていただいたことあったんですけども、墓地の需要があるということで、墓地は、その個人個人の所有するような状況に、今、なっていると。それで、墓地は、需要が、今後増えてくるだろうというような答弁、町長、あったと思うんですけども、それからして、町として、やっぱり、この墓地の需要は、確かにあると思うんですけども、そこらは、どんなですかね。前には、あるんで、検討してみたいという

ような答弁あったと思うんですけど。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然これは、日本人の生活習慣、文化として、これは世界的にも、どこの人類でもそうですけども、墓地というものは、今後ともずっと必要な物なんですけれども、町内にも、そういうことで、今まで、それぞれが、墓地をいろんな所に建てられて、それが管理ができない。整備ができないということで、また、個人個人、いろいろな所に、過去は、墓地というのは、ある程度決められた所にしかできなかったんですけども、門先まで墓地を作られるような状況にもなっております。

だから、そういう意味で、墓地のきちとした管理ができる墓地というものが欲しいとか、まあ、あれば、そういう所に建てたい。そういう方は、いらっしゃると思います。

ただ、その、佐用町の中での人口から見ればね、それが、ほんなら、何千もということではないと思うんですね。

前、私が、いろいろと、ちょっと構想的に考えているのは、もっと町営墓地といっても、ある程度の規模のある墓地を、これは町内の方だけではなくてですね、いわゆるまあ、都市部の方のような墓地を求められている方、また、都市へ出られて、ここに、佐用町から、地域から出られた縁のある方、そういう方が、家族のよりどころとして建てられるような墓地を、建てていただけるような、お墓を建てていただけるような物をつくることによって、土地の有効活用と、利用とですね、また、それに基づく、いろんな、お供えするお花の栽培とかですね、また、来ていただいた皆さんの中で、佐用町へ来ていただいて、町のいろんな施設を利用させていただくとか、そういうことができないかということのお話を、構想をね、お話しさせていただいたところです。

だからまあ、町内の方の、その墓地の需要というだけのことを考えて、それはそれとして、必ずそれはあることも聞いてますし、町内の方も、そういう所あればなという、まあ、そういうお話も一部、何回か、私も聞いたこともありますし、そういうレベルだけで、問題として対応していくのか。

先ほど、私が言いましたように、もっと、これを拡大して考えていくのか、まあ、そのへんは、今後、研究をしていきたいというふうに思っています。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 都市の方も含めて、まあ検討していただきたいと思うんですけども。

まあ、よく、奥の方向行けばね、やっぱり高齢化して、やはり墓地というのは、だいたい高い所に、今までやっぱり作ってますわね。どうしても行きにくいということで、下にするんだというような話をよく聞くんですね。町で、まとめて、その、あれば、ありがたいんだなというような話も聞きますんでね、都会の方も、この町民の方も含めて、また、検討、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） 9ページ、20の25、農林水産業費委託金、2,385万7,000、地籍調査の委託金の分で、ページ22ページにも載ってございますけれど、地籍調査の委員会、そして、その下の測量調査設計委託料、これら1,800万ほど少なくなっておりますけれど、これらについては、どういう理由で、いわゆる当初計画しておった分ができなかったんかということと、それからほかの部分も含めて、順調に、これらが地籍調査ができておるんかどうか、その説明についてお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） これは、地籍調査自体が、私とこやっておりますのは、兵庫県の実施する地籍調査事業が、佐用町へ委託されるという形で、私どもが仕事をしておるとい、形態的には、そういうものでございまして、当初は、県がそういった形の予算規模で、何箇所かしましょうという予算があったんですけども、国の方の予算との絡みで、減ってきたということでの減でございます。

まあ、それに伴う、ほかは、全部減額をさせていただいたという。1地区が抜けたということですよ。

で、今の状況につきましては、遅々という形でございますが、地籍調査はですね、目につくような形で、なかなかできないんですが、それぞれの各地域、上月、佐用、南光、三日月、それぞれの地域で取り組んでございまして、新年度予算でも挙げさせていただいておりますけども、11だったかなと思うんです。今年、24年でね、予定しておるのが、そういった形でございます。

率にしまして、まだまだ少ない、10パーセント少々だと、2割もまだいってないと思っておりますけども、全体ではですね。

まあ、1回手をつけますと、1箇所の分で、後、登記所へ上がってですね、完全に登記が出来上がって、地籍調査として完了するまでには、3年を要するというところでございまして、なかなか目につくような進捗率にはなっていないのが、実態でございます。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8番、笹田君。

8番（笹田鈴香君） まず1点は、先ほどの、その墓地に関してですが、墓地が売却、土地がね、売れたということなんですけど、手すりもついて、道もね、前につけていただいて、本当に関係者には、喜ばれているんですけど、あと、せっかくこうして売れるのであれば、これからも欲しい人もあるだろうし、そういった意味で、今までからずっと言い続けておりました、やっぱり水道と、それから、あそこ、車を置く所がないんですね。道路に置か

なくてはいけないので、そこから少し入った所まで道を広げれば、地権者の問題とか、いろいろあると思うんですが、そのへんもやっぱり検討していただきたいと。ちょっと上まで上がれば、大分、車も置けるので、そのへんを検討していただいたらと思うのですが、それが1点。

それから、8ページなんですが、8ページの県支出金で、障害者福祉の県補助金の関係ですが、グループホームの新規の開設サポート事業ということで、ここと、後また、出の方で、16ページにも出てくるんですが、今、この前に町内でするかもしれないと言われていた所かと思うんですが、これの詳しい今の状況と、それから内容が分かれば教えてください。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 墓地については、もう笹田議員は、旧町からのね、議員さんでありまして、十分、いろいろな状況は、説明をさせてきていただきました。だから、よくご存知なことと思います。ですから、先ほど言いましたように、あの墓地は、当時、関係者の皆さんが、自分達の地域だということで作られた。それを町が支援したところなんですけども、状況から見てですね、もう後、たくさん残っている、大規模な墓地ではございません。で、まあ、私達も、墓地を使用している方にもですね、自分達の墓地なんだから、その中で、皆さんでも協力して、水道が必要であれば、町も支援はしますけれども、自分達も負担をして、考えてくださいということで、お話をさせていただいております。

ですから、駐車場にしてもですね、そんな駐車場をつくる場所ありませんしね、そんなできないことを言われても、それは無理なので、それは、地域の近くの人達が使う墓地として作られた墓地ですから、そのへんは、よく、状況をご理解いただいて、お話、また、ご要望をいただきたいと思います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 8ページのグループホームの関係でございますけども、これにつきましては、先般ですね、確か、12月補正だったと思うんですけども、最初にですね、500万だったと思います。これを計上させていただきました。社会福祉法人はなさきむらによります、このグループホームですね、5室の予定ですけども、これに係わる、いわゆる消防設備、あるいはバリアフリーですね、エレベーターとか、それから廊下の段差解消、そういったものに、事業費としてですね、500万と、今回、134万を足しまして634万ということで、定額補助でございます。

進捗状況としては、この間ですね、入札をされまして、一応、この金額に見合うような額が出たというふうに聞いております。

ただし、いくらかはですね、法人の方も持ち分があるということで聞いております。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） まず、歳入で7ページで、教育費委託金の地域伝統文化総合活性化事業、文化庁の事業ですけれども、これ、文化財保護費が80万減額になっているわけですが、これの減額理由が不採択理由ですね、それが1点。

それから、8ページ。8ページの総務費県補助金で、まちなか振興モデル事業補助金100万円減額。歳出では、まち・むら両立プロジェクト協議会の補助金が減額になってますけれども、この減額理由と、まちなか振興モデル事業では、受け皿として、まち・むら両立プロジェクトチーム協議会が受け皿になっているみたいになってますけれども、この県の本来の事業からしたら、旧町ですね、佐用、上月、南光、三日月、合併によるまちなかの停滞に対してね、活性化する事業というふうに聞いておるわけですが、そういうことからすれば、まち・むら両立プロジェクトだけじゃなくて、例えば、上月地域づくり協議会とか、三日月協議会とかね、そういったところも働きかけて進めて行く事業じゃないのかというふうに思うんですけど、その2点、お願いいたします。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） そしたらですね、7ページの地域伝統文化総合活性化事業、これは減額には、町の予算ではなっておりますが、これは実は、23年度、今年度ですね、途中から、交付金で、直接この、今、出ている地域歴史資料ですね、そういう物集めているグループに実行委員会組織ができて、その実行委員会に直接おろしていくということで、これに関連して出の文化財の方も、ここで額が80万ですね、相当分を、まず、そこも減額しております。

だから、事業としては、やっているんですけども、実行委員会組織に直接、交付金として出たということでございます。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 失礼いたします。

まちなか振興モデル事業のご質問についてお答えいたします。本年度、23年度につきましては、募集を行っておったんですけども、申請団体がなかったため、減額をさせていただいております。

そういうことを地域づくり協議会とか、そういう所に呼びかけを行ってやっていないのかということなんですけれども、そういうことは、呼びかけを行っております。24年度におきましても、まちなか振興モデル事業につきましては、旧町の中心街、佐用は、佐用ですね、それから、上月ですと上月と久崎、それから南光ですと徳久、三日月ですと三日月地域、そこが対象になるということで、それぞれの所に呼びかけまして、今、来年度やらないかということで、これは、24年度のお話になるんですけども、24年度については、少しか、前向きな姿勢が出て、これもこう、新年度予算の中でお話をさせていただいたんですけども、少しか前に進むような地域がある雰囲気でございます。

最終的に、まだ、申請はいたしておりませんが、そういうことで取り組みをやっておりますので、ご了承願いたいと思います。

以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、ついでに正確に聞いておきたいんですけど、まち・むら両立プロジェクトチームという協議会というのは、これは、旧佐用町地域の協議会というふうに考えていいんですね。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） はい、そうです。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5 番、金谷君。

5 番（金谷英志君） 21 ペーシの農林振興費、負担金補助及び交付金で、野生動物保護柵設置補助金、これ、当初予算なくて、2号補正で2,500万余り補正されて、2号補正する時に、ある程度、その希望なり要望なりを聞いて、これ、補正組まれたと思うんですけども、この1,100万もの、その減額ですけども、その減額理由。

それと、26 ペーシ、これも消防費の、非常備消防の消防団員報償金、まあ、団員が退団せんかったということなんでしょうけれども、当初予算で2,700万、これも1,000万ぐらいの減額ですけども、この見込みがどうだったのか。その2点。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） それでは、21 ペーシの方の野生動物の関係でございますが、これは、獣害対策の防護柵ということでございまして、当初、計画的に、こちら、ある程度の見込みもたてておりました。

ところが、河川改修がらみのところがございまして、河川改修の工事の進捗等に伴いまして、防護柵がまだ、今の段階で、設置できないというようなところもありましたので、これ、落とさせていただいたということでございます。

また、新年度では、若干、その分だけ見積もった分で、24年度に計上させていただいております。

5 番（金谷英志君） はい、分かりました。

議長（矢内作夫君） はい、もう 1 点。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 消防団員の退職報償金の減額につきましてですけれども、今、金谷議員が申されたとおり、60 人予定しておったんですけれども、40、ちょっと正確な数字は覚えておりませんが、40 数名に留まったということで、減額補正をさせていただいております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） まあ、そういうことなのでしょうけれど、ある程度、団員の、その退団する要望を聞いて、それで、60 人という数字を出されたと思うんですけど、これは、その団内の中で、もうちょっとやってくれというのは、そういう、その方針なりがあって、ということなのでしょう。ある程度、当初予算組まれる時にね、そういう、うちの団では、どれぐらい退団するとかいうのを、ある程度、出された上での予算組まれたと思うんですけども。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） あくまで予算の時は、想定でございまして、実質には、もう少し詳しく言いますと、年数が短い退団者が多かったことによるものでございます。予定しておった、予定しておったというんですか、あくまでこれ、予算する時には、ある程度の想定だけですので、実際とは、変わってくるわけなんです。その中で、入団しておる期間の短い団員が退団されるということで減額になっております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7 番（井上洋文君） 8 ページで、20 節で、地域支え合い体制づくり事業費補助金というところで、600 万、当初予算これ、180 万じゃなかったかと思うんですけども、これ、新しい事業だったと思うんですけど、その成果、どんなんですかね。600 万も増ということになれば、やはり、メリットがあったということなんです。今後、どんな方向性ですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） これについては、議員ご指摘のように、23年度からですね、新しく始まった、23年度に始まった事業です。ちなみに24年度には、残念ながらありません。単年度だけでした。

それで、今、いろいろと問題になっております独居老人とかですね、高齢者夫婦、そういった方々を地域で支えあおうという事業でございまして、600万増えておるのはですね、町の方から、また、新規に要望もさせていただいて、当初、300万ほどだったんですけども、今回、600万、県の方からも、何か、事業ないかというようなことで、協議する中で、具体的にはですね、これ、特別会計の方の包括、いわゆる介護関係の任意事業になるんですけれども、包括関係で、いわゆる介護保険につながるですね、これからの一般高齢者、あるいは特定高齢者の把握事業とか、あるいは介護保険そのもの、先般ですね、いろいろな審議をいただきました保険料、今度、24年以降変わりますよね、そういった部分の、具体的には、電算システムの改修に充てさせていただいております。600万については。

それで、基本的にはですね、これを一般会計から繰出しをして、財源を、特別会計では変えたということでございます。

ちなみに後ですね、例えば、老人ホームとか、そういった所への備品とかね、いわゆる、高齢者を対象にしたですね、いろいろな意味での推進事業に充てさせていただいたと。金額、これは10分の10、補助金でございます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

7番（井上洋文君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 再質問いいね。

12ページお願いします。12ページを代表に、職員の共済の関係でね、全て共済費が、負担金が増えているということで、提案説明でありました。基礎年金の拠出、負担率ですが、が変わってきているということらしいですけれども、それで、確認したいのは、共済の、年金の掛金率と負担率が、毎年変わるということは、はっきりしているみたいですが。平成21年から平成25年にかけて、毎年9月に変えるということになっているみたいです。

それで、伺いたいのは、この平成23年も9月に変るということ、率も分かっている、当初予算から見たら、このように不足したのかということと、それが、9月、変更になるのを、うっかり当初予算に計算してなかったというようなことなのかが1点。

それから、2点目に、当然、来年度、24年も9月に、また、変わりますから、それは、24年度は、ちゃんと見越して計算されているのか。そのあたりはいかがでしょう。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 職員の共済組合の負担金の関係ですね。

16 番（鍋島裕文君） はい。

総務課長（坪内頼男君） これにつきましては、議員ご指摘のように、国民年金法の一部改正で基づくものなんですけれども、実は、共済組合の方の通知が、まあ、4月にあるんですけれども、その4月にあった時点では、掛金率が変わりますよという通知が、まず、ありました。

それで、それに基づいて、12月の補正でしたけども、その掛金率の減額率に応じて、減額させてもらいました。ところが、また、12月になって通知がありました。元の数字に変えるということで、その関係で、その通知に基づいて、予算措置を担当者がさせていただいたということが実情です。

議員がご指摘のように、先を見込んで予算措置をできておれば、こういった増減が、なかったということは事実なんですけれども、共済組合からの通知に基づいた事務処理ということでご理解の方をお願いしたいと思います。はい。

議長（矢内作夫君） ほかに。ほかにないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第40号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第40号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第40号、平成23年度佐用町一般会計補正予算案（第7号）の提出については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をしたいというふうに思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） それでは、再開を11時ということにします。

午前10時44分 休憩

午前11時00分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き、会議を続行いたします。

日程第5．議案第41号 平成23年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第5、議案第41号、平成23年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） 4ページですね、10の22の後期高齢者の60万6,000円。それから、その下の25の8万4,000円。それから、その次の5ページの20の医療費の三角9万1,000円。22番の3万8,000円。これについての件数お願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 失礼します。滞納分の件数ですけれども、件数、もうここに挙げている金額といたしましては、もう本算定から資格異動によって、その精算によって、増減が伴いまして、この分につきましては、増ということで、ちょっと件数まで、ちょっと把握しておりません。はい。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。はい、ほかに。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第41号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第41号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第41号、平成23年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第42号 平成23年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第6、議案第42号、平成23年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、すいません。3ページお願いします。

3ページの10項で、10目、特別徴収の関係で、1,100万の減額について、当局、提案説明では、22年の災害減免というふうにお聞きしたんですけれども、後期高齢者の場合、こういう災害減免の補填ですね、介護保険の場合は、今回も安定化基金から交付金出ても、そういう補填の措置というようなことは、あるのかどうか、そのあたり。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 後期高齢につきましては、後期高齢の広域連合の方に、一応、全て、事務お任せしております。まあ、そういう形で、この災害減免につきましては、特別徴収でなっておられる方が、災害受けられて、普通徴収に変わられたわけですが、それについての後期高齢からの減免措置についてはございません。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで討論を終結をいたします。

これより議案第42号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第42号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第42号、平成23年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第43号 平成23年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第4号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第7、議案第43号、平成23年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第4号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、5ページの同じことなんですが、10目の財政安定化基金交付金1,479万4,000円。まあ、これは一般質問の時に説明ありましたが、災害減免が約980万円ほどだったと思います。その補填ということで、その4期の、最終年に交付されたということですが、減免が980万円で1,400万円の交付というのは、これは、どういうことなんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） これにつきましてはですね、第4期ですね、3カ年にわたっての計算ということでございまして、保険料収入見込額からですね、実績を引いた額に対してですね、申し訳ないんですけども、2分の1ということで、約1,500万、3,000万くらい不足しておったという、現実にはそういうことでございます。4期中の3カ年でございます。

議長（矢内作夫君） ほかに。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17番、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 歳入4ページの保険料の10、督促手数料で補正が1万6,000円プラスになっています。前年度決算も、だいたいこれぐらいの金額、もっと増えてましたかと思うんですけど、督促手数料が出るということは、滞納者がいたということになるかと思うんですけど、介護保険料の滞納をすることで、そのサービスに支障が出る人は、ありましたか。その点、お願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 督促手数料につきましては、見込は、確かにおっしゃるように、1,000円だったんですけども、実績としてですね、1万7,000円入って来るということで、別に、介護保険どうこうというんじゃなくて、実績、精算でございます。はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 数字は精算なんですけど、そういう実態として、督促しなければいけない事態があったということで、介護保険料を滞納することによって、介護が必要にな

った時に、サービスが受けられないような実態は、なかったんですかということをお尋ねします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） それは、ございません。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 43 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 43 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 43 号、平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 8 . 議案第 44 号 平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 8、議案第 44 号、平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 44 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 44 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 44 号、平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 9 . 議案第 45 号 平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 9、議案第 45 号、平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。
これより議案第 45 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 45 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 45 号、平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 10 . 議案第 46 号 平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 10、議案第 46 号、平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、これで、本案についての質疑を終結をいたします。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 46 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 46 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって議案第 46 号、平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案(第 4 号)の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 11 . 議案第 47 号 平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案(第 4 号)の提出について

議長(矢内作夫君) 続いて日程第 11、議案第 47 号、平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案(第 4 号)の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 47 号を、採決します。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第 47 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって議案第 47 号、平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案(第 4 号)の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 12 . 議案第 48 号 平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第 3 号)の提出について

議長(矢内作夫君) 続いて日程第 12、議案第 48 号、平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第 3 号)の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、これで本案についての討論を終結をいたします。
これより議案第 48 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 48 号を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 48 号、平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 13 . 議案第 49 号 平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 13、議案第 49 号、平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8 番、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 2 ページですけども、歳出で、笹ヶ丘荘の管理運営費の中で、需用費の燃料費ですね、これが 50 万ですが、これの理由を教えてください。

というのは、下の光熱とか、それから水道、ガス、これらがマイナスでありながら、なぜ、燃料費がプラスなのか、このへんをお尋ねします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） お答えします。

まず、燃料費でございますけれども、50 万円の増額をさせていただいております。これにつきましては、ご案内のようにですね、昨今、燃料が非常に値上りをしておりというふうな状況でございます。

4 月におきましてですね、70 円台前半であったものがですね、8 月には、80 円台後半というふうなことで推移をいたしております。燃料の消費は落ちておりますけれども、

そういった単価アップによりましての増額ということでございます。

それから、ガス代につきましてはですね、ご案内のように、笹ヶ丘荘の食堂部門ですか、材料作るところ、そういったところをですね、

〔「厨房」と呼ぶ者あり〕

商工観光課長（前澤敏美君） 厨房です。厨房をですね、ガスから、ある程度の機器を電気に変えていったというふうな側面もございまして、当初、見込んでおりましたけれども、減額というふうなことになるってございます。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。これより議案第 49 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 49 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 49 号、平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 14 . 議案第 50 号 平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 14、議案第 50 号、平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい。これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。これより議案第 50 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 50 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 50 号、平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 15 . 議案第 51 号 平成 23 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 15、議案第 51 号、平成 23 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 51 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 51 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 51 号、平成 23 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 16 . 議案第 52 号 平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 16、議案第 52 号、平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 52 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 52 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 52 号、平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 17 . 議案第 53 号 平成 23 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 17、議案第 53 号、平成 23 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 53 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 53 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 53 号、平成 23 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 18 . 議案第 69 号 農作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 18 に入りますが、ここでお諮りをいたします。

日程第 18 は、本日追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
それでは議案第 69 号、農作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 69 号、農作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定につきまして、提案のご説明を申し上げます。
農作物共済の掛金率は、農業災害補償法の規定により、3 年ごとに改定することとなっております。今回の改定につきましては、水稻は平成 24 年産から平成 26 年産まで、麦は平成 25 年産から平成 27 年産まで適用するものでございます。
危険段階基準掛金率につきましては、県から指示された掛金率を基に、過去の被害実績等を勘案し、被害程度の高いものから順次段階を設け、水稻は、一筆・一般方式、全相殺方式、品質方式の各方式にそれぞれ 6 段階の区分を設定、麦は 1 類の一筆・一般方式及び災害収入方式に、それぞれ 3 段階の区分を設定をし、麦の 2 類から 5 類は 1 段階として、別表のとおり改定するものでございます。
改定案につきましては、去る 2 月 28 日開催の佐用町損害評価会において審議をいただき、適正であるとの答申をいただいております。
ご承認をいただきますように、お願いを申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、提案に対する当局の説明が終わりました。
本案につきましては、本日即決といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16 番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 一点、よく分からないんですけど、この危険段階の区分ですね、1 から 6 まで、水稻出てますけども、3 年ごとに、被害の程度で区分していくというふうに聞いたんですけども、3 年前から見てね、この区分が変化している。上がったたり、下がったり、そういうふうなことはあるんですか。そのあたりお聞きしておきます。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 本日お配りしております資料の中に、2 ページ目に、水稻共済の掛金率というのがございますが、これ、前回の分がついてないんですけど、この中の表を、それぞれ集落名等が入っております。これは、今のお話でありましたように、20 年間に全部トータルしまして、その集落で、どの程度の被害があったかということでの積算をしておりますので、20 年間にわたる被害率が増減するところがあります。

ちょっと比べるの比べにくいんですが、ここに旧の表がないんですけども、それは、ありますということです。

議長（矢内作夫君） ほかに。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより、議案第 69 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 69 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 69 号、農作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定については、原案のとおり可決されました。

議長（矢内作夫君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたします。

ここでお諮りをいたします。議事の都合によりまして、明 17 日から 25 日まで、本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は最終日となります。来る 3 月 26 日月曜日、午前 9 時 30 分より再開をいたしますので、よろしく願いをいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。どうもご苦労さんでした。

午前 11 時 21 分 散会
